

〔国の専掌分野〕

国	都道府県	政令市等	市町村
【外交】 【防衛】 【通貨】 【度量衡】 【金融・資本市場】 【公定歩合】 【国籍】 【税関・出入国管理】 【司法（裁判所）】 【検察】 【刑務所】 【郵便】 【電波監理】 【気象観測】			

〔総務等分野〕

国	都道府県	政令市等	市町村
【国際交流・海外渡航】 外交政策上の経済協力、文化交流、国際連合等の機関への協力等	自治体独自の国際交流、国際化施策の実施 旅券の発給 （本庁及び13支庁で実施）	自治体独自の国際交流、国際化施策の実施	自治体独自の国際交流、国際化施策の実施
【防災】 防災基本計画の作成 災害応急・復旧対策を行う自治体への財政援助等	道地域防災計画の作成 災害応急・復旧対策の実施	市地域防災計画の作成 災害応急・復旧対策の実施	市町村地域防災計画の作成 災害応急・復旧対策の実施
【消防】 消防職員の教育訓練の実施（消防大学校） 消防施設等の整備に対する一部補助（1/3）	消防職員の教育訓練の実施（消防学校） 非常事態時の応援の措置要求	消防機関の設置・運営	消防機関の設置・運営
【交通・運輸】 鉄道事業の許可 旅客自動車運送事業（乗合バス、貸切バス、タクシー）の許認可 海上運送事業の許認可 航空運送事業の許可 地方バス路線維持への補助（1/2～1/3） 離島航路への欠損補助、離島航空路線航空機の購入補助等	地方バス路線維持への補助（1/2～1/3） 離島航路への運賃割引補助、離島航空路線への欠損補助等（単独事業）	- -	地方バス路線維持への補助（0～1/3） 住民への運賃助成等（単独事業）
【土地利用】 国土利用計画（全国）の作成	国土利用計画（道）の作成 土地売買等の届出審査（支庁で実施） 勧告等 ゴルフ場開発規制（要綱）	国土利用計画（市）の作成 土地売買等の届出審査、勧告等	国土利用計画（市町村）の作成 土地売買等の届出受理、道への送付

〔環境・生活分野〕

国	都 道 府 県	政 令 市 等	市 町 村
<p>【環境保全】 法に基づく環境影響評価 (土地形状の変更、工作物の新設等)</p> <p>【公害防止規制】</p> <p>【廃棄物処理】</p> <p>【自然公園】 国立公園・国定公園の指定 国立公園内の利用行為等の許可</p> <p>【自然環境保全】 法に基づく自然環境保全地域の指定、利用行為等の許可</p>	<p>条例に基づく環境影響評価 (法対象事業以外) 自然環境保全のための特定開発行為の許可(条例) (1ha以上のゴルフ場、スキー場の建設、宅地の造成等) (20ha未満は支庁で実施)</p> <p>ばい煙、粉じん発生施設に係る届出の受理 (支庁で実施)</p> <p>汚水等排水施設に係る届出の受理 (支庁で実施)</p> <p>騒音・振動・悪臭規制地域、規制基準値の設定 (支庁で実施)</p> <p>ダイオキシン発生施設に係る届出の受理 (支庁で実施)</p> <p>一般廃棄物処理施設(市町村設置)の届出受理 保健所設置市に 係るものを除く 一般廃棄物処理施設の許可 (市町村設置以外のもの)</p> <p>産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理施設の許可 (支庁で実施)</p> <p>道立自然公園の指定(条例)</p> <p>国定公園、道立公園内の利用行為等の許可 (支庁で実施)</p> <p>道自然環境保全地域の指定、利用行為等の許可(条例) 環境緑地保護地区及び記念保護樹木の指定(条例)</p>	<p>条例に基づく環境影響評価</p> <p>ばい煙、粉じん発生施設に係る届出の受理 (政令市、中核市、当該法の政令市4市)</p> <p>汚水等排水施設に係る届出の受理(政令市、当該法の政令市2市)</p> <p>騒音・振動・悪臭規制地域、規制基準値の設定 (政令市、中核市、特例市) 騒音・振動・悪臭発生施設に係る届出の受理 ダイオキシン発生施設に係る届出の受理 (政令市、中核市)</p> <p>一般廃棄物の処理 (施設整備に国の補助 1/3~1/4) 一般廃棄物処理業の許可 一般廃棄物処理施設の許可 (同 左) (保健所設置市) 産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理施設の許可 (保健所設置市)</p> <p>環境緑地保護地区及び記念保護樹木に係る行為届出の受理 (道から市町村に権限移譲)</p>	<p>騒音・振動・悪臭発生施設に係る届出の受理</p> <p>一般廃棄物の処理 (施設整備に国の補助 1/3~1/4) 一般廃棄物処理業の許可</p> <p>合併処理浄化槽の整備 (国補助 1/3)</p> <p>環境緑地保護地区及び記念保護樹木に係る行為届出の受理 (道から市町村に権限移譲)</p>

国	都道府県	政令市等	市町村
【鳥獣保護・狩猟】 狩猟鳥獣の指定 猟法、区域、区間等の指定 国設鳥獣保護区の設定	道内における右の追加 狩猟免状、狩猟者登録証の 交付 道設鳥獣保護区の設定	駆除を目的とした鳥獣の 捕獲許可（加等） （道から市町村に一部権限 移譲）	駆除を目的とした鳥獣の 捕獲許可（加等） （道から市町村に一部権限 移譲）
【みどり環境づくり】	みどり環境づくりの普及 啓発、緑化事業等の実施	みどり環境づくりの普及 啓発、緑化事業等の実施	みどり環境づくりの普及 啓発、緑化事業等の実施
【上水道】 給水人口5万人超えの 水道事業の認可	給水人口5万人以下の 水道事業の認可 専用水道の確認	水道事業の経営 （施設整備に国の補助 1/2～1/4） 専用水道の確認 （保健所設置市）	水道事業の経営 （施設整備に国の補助 1/2～1/4）
【消費生活相談】 消費生活相談窓口の設置 （各省庁）	消費生活相談窓口の設置 （消費生活センター及び 13相談所）	消費生活相談窓口の設置 （札幌市を含め117の市町村に設置）	消費生活相談窓口の設置
【消費生活協同組合】 都道府県の区域を超える 消費生活協同組合の認可	道内を区域とする消費生活 協同組合の認可 （支庁で実施）		
【ウタリ振興】 自治体の実施する事業へ の補助等（国1/2）	ウタリ子弟の修学支援等 市町村の実施する事業への 補助（道1/4（政令市分 を除く））	生活館の運営 （政令市は国1/2、市1/2）	生活館の運営、生活環境 施設の整備事業等の実施 （市町村1/4）
【文化振興】	文化振興施策の実施	文化振興施策の実施	文化振興施策の実施
【青少年施策】	健全育成施策の実施	健全育成施策の実施	健全育成施策の実施
【女性施策】 男女共同参画に係る啓発 活動等の実施	男女共同参画に係る啓発 活動、推進のための事業等 の実施	男女共同参画に係る啓発 活動、推進のための事業等 の実施	男女共同参画に係る啓発 活動、推進のための事業等 の実施
【交通安全対策】 自治体の交通事故相談所 の経費等に対する補助	交通安全運動の実施 交通事故相談所の設置 （5カ所）	交通安全運動の実施	交通安全運動の実施

〔保健分野〕

国	都 道 府 県	政 令 市 等	市 町 村
【医 療】	医療法人の設立認可 病院開設の許可 (保健所で実施) 保健医療福祉圏の設定 (医療提供体制の整備) (1次圏 2 1 2 圏域 2次圏 2 1 圏域 3次圏 6 圏域)	病院開設の許可 (道から保健所設置市へ 権限移譲)	
【高齢者】 市町村の保健事業費用の 一部負担 (1/3) 老人医療費の公的負担 (保険者42/60、国12/60)	市町村(政令市を除く)の 保健事業費用の一部負担 (1/3) 老人医療費の公的負担 (政令市を除き3/60) 市町村の老人医療給付事業 への補助(65歳以上70歳未満 の老人対象) (道単独)	健康手帳の交付 健康相談・教育、訪問指導 検診、機能訓練 老人医療費の公的負担 (政令市は6/60) 医療給付	健康手帳の交付 健康相談・教育、訪問指導 検診、機能訓練 老人医療費の公的負担 (3/60) 医療給付
【母 子】 市町村の検診費用の一部 負担(1/3)	市町村(政令市を除く)の 検診費用の一部負担(1/3) 市町村の母子家庭等医療 給付事業への補助(道単独)	母子健康手帳の交付 保健指導 訪問指導(妊産婦、新生児) 検診(妊産婦、乳幼児、 1歳6か月児、3歳児) 母子家庭等医療給付	母子健康手帳の交付 保健指導 訪問指導(妊産婦、新生児) 検診(妊産婦、乳幼児、 1歳6か月児、3歳児) 母子家庭等医療給付
【児 童】 道の医療給付等の費用の 一部負担、補助	育成医療給付(国負担1/2) 小児慢性疾患医療給付 (国補助1/2) 市町村の乳幼児医療給付 事業への補助(道単独)	同 左 (政令市) 同 左 (政令市) 乳幼児医療給付	乳幼児医療給付
【障害者】	市町村の重度心身障害者医療 給付事業への補助(道単独)	重度心身障害者医療給付	重度心身障害者医療給付
【結 核】 道の支弁費用の一部負担	従業禁止、結核病院への 入所命令 医療費負担(国負担3/4~1/2)	同 左 (政令市) 同 左 (政令市)	健康診断、予防接種の実施
【感染症】 道の支弁費用の一部負担	感染患者の移送、消毒命令 医療費負担(国負担1/2)	同 左 (政令市) 同 左 (政令市)	知事の指示による消毒、 ねずみ等の駆除
【精 神】 医療費の公費負担の一部 の負担、補助	措置入院 医療費に係る公費負担 (国負担3/4~1/2)	同 左 (政令市) 同 左 (政令市)	

国	都道府県	政令市等	市町村
【調理師・栄養士の免許】 調理師・栄養士養成施設の指定 【食品衛生】 【環境衛生】 理容師・美容師の試験、免許 【医薬品等の規制】 医薬品等製造業等の許可、製造の承認	調理師試験の実施 調理師・栄養士の免許交付 食品関係営業施設の許可、監視、指導（食中毒事件のときの緊急対応含む） （保健所で実施） 理容所、美容所、クリニック [*] 所の開設届の受理 （保健所で実施） 興行場、旅館、公衆浴場の開設許可 （保健所で実施） 医薬品等製造業等の許可、製造の承認（一部知事への委任） 薬局開設・医薬品販売業の許可（保健所で実施）	食品関係営業施設の許可、監視、指導（食中毒事件のときの緊急対応含む） （保健所設置市） 理容所、美容所、クリニック [*] 所の開設届の受理 （保健所設置市） 興行場、旅館、公衆浴場の開設許可 （保健所設置市） 医薬品販売業の許可 （保健所設置市）	

〔福祉分野〕

国	都道府県	政令市等	市町村
【年金】 年金制度の運営・管理 （厚生年金、国民年金、船員年金、共済年金） （社会保険事務所） 【医療保険】 保険制度の運営・管理 （社会保険、船員保険、共済組合、国民健康保険） 市町村に対する国保財政の調整交付金の交付 国保財政基盤安定対策費の一部負担(1/2) 【社会福祉法人・施設】 2以上の都道府県において事業経営する社会福祉法人の設立認可 【高齢者】 老人福祉施設運営費負担 （1/2）	国保財政基盤安定対策費の一部負担(1/4) 1の都道府県において事業経営する社会福祉法人の設立認可、社会福祉施設の設置許可（支庁で実施） 老人福祉施設運営費負担 （1/4） （政令市分を除く）	国民健康保険の実施 国保財政基盤安定対策費の一部負担(1/4) 政令市の区域において事業経営する社会福祉法人の設立許可、社会福祉施設の設置許可（政令市） 老人福祉施設運営費負担 （政令市は1/2）	国民健康保険の実施 国保財政基盤安定対策費の一部負担(1/4) 老人福祉施設運営費負担 （1/4）

国	都道府県	政令市等	市町村
道、市町村の福祉事業の費用の一部補助	老人クラブ運営への補助 (国1/3、道1/3 (政令市分を除く)) 市町村の在宅介護や介護予防等への補助 (国1/2、道1/4 (政令市分を除く))	老人クラブの運営 (政令市は国1/2、市1/2) 在宅介護支援センターの運営、 介護予防・生活支援の実施 (政令市は国1/2、市1/2)	老人クラブの運営 (1/3) 在宅介護支援センターの運営、 介護予防・生活支援の実施 (1/4)
介護保険給付費負担 (保険料50/100、国25/100)	介護保険給付費負担 (12.5/100) 介護保険財政安定化基金の運営 (国1/3、道1/3、市町村1/3で積立て)	介護保険給付費負担 (12.5/100)	介護保険給付費負担 (12.5/100)
【障害者】			
身体障害者施設運営費負担 (1/2)	身体障害者施設運営費負担 (1/4) (政令市分を除く)	身体障害者施設運営費負担 (政令市は1/2)	身体障害者施設運営費負担 (1/4)
知的障害者施設運営費負担 (1/2)	知的障害者施設運営費負担 (1/2)(除く市分) 身障手帳の交付	知的障害者施設運営費負担 (市 1/2) 身障手帳の交付 (政令市、中核市)	知的障害者施設運営費負担 (市 1/2)
道、市町村が実施する事業の費用の一部負担、補助	市町村の福祉事業への補助 (国1/2、道1/4(市分を除く場合あり)) (政令市分を除く) 社会福祉法人のグループホーム運営事業に対する補助 (国1/2、道1/2)	日常生活用具給付事業 (政令市は国1/2、市1/2) 障害児療育事業 デイサービス事業 ホームヘルプサービス事業 (以上 政令市は国1/2、市1/2)	日常生活用具給付事業 (市 1/2、町村 1/4) 障害児療育事業 デイサービス事業 ホームヘルプサービス事業 (以上 1/4)
【児童及び母子】			
児童手当支給の一部負担 (2/10~4/6)	児童手当支給の一部負担 (0.5/10~1/6)	児童手当の支給 (0.5/10~1/6)	児童手当の支給 (0.5/10~1/6)
保育所費用の一部負担 (1/2)	保育所費用の一部負担 (1/4)(政令市分を除く)	保育所の運営 (政令市は1/2)	保育所の運営 (1/4)
道、市町村の事業の費用の一部負担、補助	児童扶養手当の支給 (国負担3/4) 母子相談員の設置 母子福祉資金の貸付 (原資は国からの借入れ) 児童相談所の運営 (国負担1/2) 市町村の実施する事業への補助 (国1/3~1/2、道1/3~1/4 政令市分を除く)	同 左 (政令市) 同 左 (政令市) 同 左 (政令市) 特別保育事業の実施 (政令市は国1/2、市1/2) 放課後児童対策 (政令市は国1/2、市1/2)	同 左 (政令市) 同 左 (政令市) 同 左 (政令市) 特別保育事業の実施 (1/3~1/4) 放課後児童対策 (1/3)
【生活保護】			
都道府県、市が支弁した保護費等の3/4を負担	保護の実施機関として、 保護の決定及び実施 (支庁で実施)	保護の実施機関として、 保護の決定及び実施(市)	

国	都 道 府 県	政 令 市 等	市 町 村
<p>【工業の振興】</p> <p>中小企業の創造活動促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指針策定 ・ 支援措置～課税特例等 <p>地域産業の集積活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活性化指針の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援措置～税制措置等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発等事業計画の認定 ・ 支援措置～技術開発補助(国1/2)等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 活性化計画の作成 ・ 企業の特定分野進出計画の承認 ・ 支援措置～販路拡大補助(国1/2)等 		
<p>【新産業の振興】</p> <p>新事業の創出促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援措置～株式発行要件の緩和、補助、税制措置等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな事業の創出に関する基本構想の作成 ・ 研究開発から事業化までを支援する地域プラットフォームの中核となる機関の認定 	* 政令市も基本構想の作成主体になること可	
<p>【経営金融対策】</p> <p>政府系金融機関の融資</p>	<p>道の制度融資(単独)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業振興資金 融資枠 4473億円 ・ 金融変動対策資金 融資枠 2645億円 ・ 経営安定特別資金 融資枠 656億円 	独自融資制度の設定	独自融資制度の設定
<p>【商工会議所、商工会】</p> <p>商工会議所の設立認可</p>		商工会の設立認可 (道から市への権限移譲)	商工会の設立認可 (道から市町村への権限移譲)
<p>【中小企業協同組合等】</p> <p>一の都道府県の区域を超える事業協同組合、組合連合会の認可</p>	道内を区域とする事業協同組合、組合連合会の認可 (支庁で実施)		
<p>【雇 用】</p> <p>職業紹介事業 (公共職業安定所の設置)</p> <p>雇用保険事業</p> <p>職業能力開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業能力大学の設置、運営 ・ 都道府県に対する助成 	<p>職業能力開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術専門学院の設置運営 ・ 認定職業訓練実施団体に対する補助 ・ 企業への助成 (生涯能力開発給付金等) 		
<p>【観光客誘致】</p> <p>海外からの観光客誘致活動等の実施</p>	観光のPRの誘致活動の実施	観光のPRの誘致活動の実施	観光のPRの誘致活動の実施

〔農業分野〕

国	都道府県	政令市等	市町村	
<p>【農地利用規制】 農地転用許可 4 haを超えるもの 2haを超え 4 ha以下の知事が転用を許可する場合の協議への回答</p> <p>【農業協同組合等の設立】 都道府県の区域を超える地区を区域とする農業協同組合、農業協同組合連合会等の認可</p> <p>【農業金融】 農林漁業金融公庫からの融資 道の行う融資・利子補給事業への補助</p> <p>【農業技術の普及改良】 道の普及事業への交付金・補助金の交付</p> <p>農業者大学の運営</p> <p>国立農業試験場の設置、試験研究の実施</p> <p>【土地改良区の設立】 複数の都府県にまたがる土地改良区等の設立認可</p> <p>【農業農村整備事業】 国営かんがい排水、畑地帯総合土地改良事業等の実施 * 採択要件に特例措置あり (かんがい排水の受益面積 本州 3千ha以上 道 1千ha以上等) * 直轄事業の国負担率 (道 75~85/100 都府県 2/3~70/100)</p>	<p>農地転用許可(支庁で実施) 4 ha以下 2haを超え 4 ha以下の転用を許可する場合の国との協議</p> <p>一の都道府県の区域を地域とする農業協同組合等の認可</p> <p>農業近代化資金(利子補給) (国1/2) 融資枠150億円 農業改良資金(無利子融資) (国2/3) 融資枠 20億円</p> <p>農業改良普及センターの設置・運営(56箇所)、専門技術員(51名)、改良普及員(947名)の配置 道立農業大学の運営</p> <p>道立農業試験場(10場)の設置、試験研究の実施</p> <p>土地改良区等の設立認可</p> <p>道営土地改良、農用地造成、農地防災、農村整備、農道整備事業等の実施 (国補助率 道 50,52,55/100 都府県 50/100)</p>	<p>市街化区域内農地の転用の届出受理</p> <p>天災資金(利子補給) (国 50~65/100 道 17.5~25/100)</p> <p>農業技術センターや農業情報センター等を設置している自治体あり。</p> <p>農業技術センターや農業情報センター等を設置している自治体あり。</p>	<p>市街化区域内農地の転用の届出受理</p> <p>天災資金(利子補給) (国 50~65/100 道 17.5~25/100)</p> <p>農業技術センターや農業情報センター等を設置している自治体あり。</p> <p>土地改良区等 団体営土地改良、農用地造成、農村整備事業等の実施 (国補助 道 50/100 都府県 45,50/100 道補助 5/100~20/100)</p>	
百万円				
		国直轄	道施行(補助)	市町村等施行(補助)
開発公共予算	事業費	105,074	130,452	27,783
(H12年度)	国費	87,979	67,088	14,911
<p>【農業生産振興(農産物)】 農産物価格制度の決定 米、麦、大豆など</p>	<p>国の方針に基づく各種農産物生産計画等の策定</p>	<p>国の方針に基づく各種農産物生産計画等の策定</p>	<p>国の方針に基づく各種農産物生産計画等の策定</p>	

国	都道府県	政令市等	市町村
農産物の価格安定対策 ・米の生産調整と備蓄 ・輸入砂糖の価格調整と国内産糖価格の支持 ・野菜の生産・出荷安定対策 生産振興を図るための施設整備等の補助 【農業生産振興（畜産物）】 畜産物の価格安定対策 ・食肉の買入・売渡し ・乳製品の一元輸入（農畜産業振興事業団） 乳製品・牛肉の関税財源を用いた畜産振興 ・加工原料乳、肉用子牛の生産者補給金の交付 生産振興を図るための施設整備等の補助	生産調整実施者に対する助成金の交付事務 生産振興を図るための補助 ・単独事業の実施 主要農作物種子の生産供給 国の方針に基づく各種畜産物生産計画等の策定 加工原料乳数量の認定・確認 生産振興を図るための補助 ・単独事業の実施 家畜衛生保健所の運営	生産振興を図るための補助 ・単独事業の実施 国の方針に基づく各種畜産物生産計画等の策定 生産振興を図るための補助 ・単独事業の実施	生産振興を図るための補助 ・単独事業の実施 国の方針に基づく各種畜産物生産計画等の策定 生産振興を図るための補助 ・単独事業の実施

〔水産分野〕

国	都道府県	政令市等	市町村
【漁業調整】 漁業の許可 （沖合底びき網、遠洋かつお・まぐろ等） 【漁船、船舶】 動力漁船の建造の許可 （長さ15m以上及び大臣許可漁業漁船） 船舶に対する船籍国籍証書の交付（20t以上） 【漁港】 整備 ・第3種漁港 18港 ・第4種漁港 22港 ＊直轄事業の国負担率 8/10 （他府県では国直轄なし）	漁業調整委員会の運営 漁業権の免許交付 漁業の許可 （小型機船底びき網、すけとうだら刺し網、いかつり等） 動力漁船の建造の許可 （右以外で長さ10m以上） 漁船登録票の交付 船舶に対する船籍票の交付 （5t以上20t未満） 整備 第1種漁港 215港 第2種漁港 30港 ＊整備は国の補助事業 （補助率 道 7/10 都府県 1/2,2/3） 維持管理 全ての漁港 285 港 （他府県では1・2種漁港は市町村管理が多い）		環境整備事業 （国補助 1/2）

国	都道府県	政令市等	市町村	
百万円				
		国直轄	道施行(補助)	市町村施行(補助)
開発公共予算 (H12年度)	事業費	18,194	34,819	3,039
	国費	18,194	22,851	1,500
【沿岸漁場整備】	整備 大型魚礁設置、増殖場 造成等 (国補助 1/2)			整備 並型魚礁設置、漁場 保全(しゅんせつ等) (国補助 1/2 道補助 1/3)
百万円				
		国直轄	道施行(補助)	市町村施行(補助)
開発公共予算 (H12年度)	事業費		16,328	234
	国費		8,216	117
【水産業協同組合等】 一つの都道府県の区域を 超える漁業協同組合及び 漁業協同組合連合会等の 認可	都道府県の区域を地区とす る漁業協同組合等の認可			
【水産金融】 農林漁業金融公庫による 融資 道の行う融資事業への 補助	漁業近代化資金(利子補給) (国 1/2) 融資枠 87億円 漁業振興資金(単独事業) 融資枠 44億円			
【水産物流通対策】 水産物の需給・価格安定、 流通・加工・消費対策の ための事業への補助	左のための国の補助事業、 単独事業の実施			左のための国の補助事業、 単独事業の実施
【漁業技術の改良普及】 道の普及事業への交付金 の交付 国立水産研究所の設置、 試験研究	水産業専門技術員 8 名、 水産業改良普及員 1 2 3 名 (28指導所)の配置 道立水産試験場(5場)、 栽培漁業総合センターの設置、 試験研究			地域独自の試験調査等の 実施あり

〔林業分野〕

国	都道府県	政令市等	市町村
【国有林の経営】	【道有林の経営】		
【保安林の指定】 国有林内の保安林の指定 民有林のうち重要流域 (13流域)の水源かん養、 土砂流出、土砂崩壊防備 保安林の指定	左記以外の保安林の指定		
【林地開発の規制】	1 haを超える林地開発行為 の許可(20ha未満は支庁で実施)		

国	都道府県	政令市等	市町村	
【森林整備】	広域基幹林道等の整備 道有林における林道整備、 造林の実施 (国補助 林道 50/100、造林 3/10) (*林道～都府県 45,50/100)		市町村及び森林組合 林道整備、造林事業の実施 (国補助 林道 50/100、造林 3/10 (*林道～都府県 45,50/100) 道補助 林道 9/100、造林 1/10)	
〔森林保全整備〕(森林資源・路網等の整備)			百万円	
		国直轄	道施行(補助)	市町村施行(補助)
開発公共予算 (H12年度)	事業費		7,813	25,348
	国費		3,933	8,755
〔森林環境整備〕(保健・文化・教育的利用や生活環境の整備)			百万円	
		国直轄	道施行(補助)	市町村施行(補助)
開発公共予算 (H12年度)	事業費		479	2,662
	国費		259	1,218
【森林組合等の認可】 森林組合連合会の認可	森林組合の認可 (支庁で実施)			
【林業金融】 農林漁業金融公庫からの 貸付 道の行う融資事業への 原資貸付	林業改善資金(無利子融資) (国 2/3) 融資枠 5.6億円 木材産業等高度化推進資金 (道単独) 融資枠 131億円			
【林業技術の普及】 道の行う普及事業への 交付金の交付	林業専門技術員14名、林業 改良指導員158名(42指導所) の配置 道立林業(林産)試験場の 設置			
【林産物対策】 木材の需給・価格安定、 木材利用推進、木材加工 ・流通対策のための事業 への補助	左のための国の補助事業、 単独事業の実施			左のための国の補助事業 単独事業の実施
【治山】 整備 ・国有林治山事業 ・民有林治山事業(規模 の大きいもの等) *直轄事業の国負担率 2/3	整備 民有林治山事業 (国補助 1/2)			
			百万円	
		国直轄	道施行(補助)	市町村施行(補助)
開発公共予算 (H12年度)	事業費	7,339	22,055	
	国費	7,130	10,724	

〔建設分野〕

国	都道府県	政令市等	市町村
【建設業の許可】 2以上の都道府県の区域に営業所を設ける業者の許可及び経営事項審査 【道路】 整備、維持管理 ・国道全て 約6,300km （府県は約7割が知事管理区間） ・開発道路（道道）約420km （本道のみの特例） *直轄事業の国負担率（道8/10、都府県2/3）	1の都道府県の区域内のみに営業所を設ける業者の許可及び経営事項審査 整備、維持管理 ・道道 約11,000km *整備は国の補助事業（補助率 道 5.5/10、都府県 1/2）	整備、維持管理 ・市道 約4,900km *整備は国の補助事業（同左） 政令市の特例 道道も併せて整備・維持管理 約280km （札幌市）	整備、維持管理 ・市町村道 約63,500 km *整備は国の補助事業（同左）

百万円

		国直轄	道施行(補助)	市町村施行(補助)
開発公共予算 (H12年度)	事業費	296,533	122,189	72,921
	国費	230,580	66,571	38,927

【河川】 整備、維持管理 ・1級河川(指定区間外) 13水系 約2140km ・2級河川の一部 （本道のみの特例） 3水系 約63km *直轄事業の国負担率（道8/10、都府県2/3） 水利権の許可 ・1級河川 （指定区間については特定水利使用～一定量以上の取水に係るものの許可）	整備、維持管理 ・1級河川(指定区間) 13水系 約8060km ・2級河川 226水系 約4200km *整備は国の補助事業（補助率 道 2/3、都府県 1/2） 水利権の許可 ・1級河川(指定区間)（特定水利利用以外） ・2級河川	整備、維持管理 ・準用河川 2水系 約100km （札幌市） *整備は国の補助事業（同左） 水利権の許可 ・準用河川	整備、維持管理 ・準用河川 77水系 約810km *整備は国の補助事業（同左） 水利権の許可 ・準用河川
--	---	---	---

百万円

		国直轄	道施行(補助)	市町村施行(補助)
開発公共予算 (H12年度)	事業費	90,627	54,667	6,249
	国費	71,126	29,641	2,083

【ダム】 整備、維持管理 1級河川 建設7ダム 管理13ダム *直轄事業の国負担率（道 8.5/10、都府県 7/10）	整備、維持管理 1級河川 建設3ム 管理4ダム 2級河川 建設3ダム 管理8ダム *整備は国の補助事業（補助率 道 7/10～5.5/10、都府県 5.5/10～1/2）		
---	--	--	--

国	都 道 府 県	政 令 市 等	市 町 村
百万円			
		国直轄	道施行(補助)
開発公共予算 (H12年度)	事業費	31,928	9,656
	国 費	26,311	5,833
【砂防】 砂防工事 砂防指定地 64 箇所 (規模の大きいもの、 難工事のもの等) * 直轄事業の国負担率 2/3 〔砂防事業費〕	砂防工事 砂防指定地 1298 箇所 (国補助率 1/2) 急傾斜地崩壊防止工事 危険地域 408 箇所 (国補助率 1/2)		
百万円		百万円	
		国直轄	道施行(補助)
開発公共予算 (H12年度)	事業費	5,620	15,243
	国 費	4,086	7,751
			道施行(補助)
			3,258
			1,629
【海 岸】 工事 胆振海岸 (規模の大きいもの、 難工事のもの等) * 直轄事業の国負担率 2/3	工事、維持管理 ・建設海岸 2293km ・農地海岸 91km ・漁港海岸 342km * 整備は国の補助事業 (補助率 道 5.5/10 都府県 1/2)		工事、維持管理 ・港湾海岸 309 km * 整備は国の補助事業 (補助率 道 5.5/10 都府県 1/2)
百万円			
		国直轄	道施行(補助)
開発公共予算 (H12年度)	事業費	687	11,593
	国 費	687	5,308
			市町村等施行(補助)
			1,518
			839
【港 湾】 整 備 ・特定重要港湾 2 港 ・重要港湾 10 港 ・地方港湾 25 港 (地方港湾の直轄事業 は本道のみ) * 直轄事業の国負担率 (道8.5/10、 都府県5.5/10)	管理、整備の一部 ・市町村の一部事務組合 2 港		管理、整備の一部 ・道との一部事務組合 2 港 ・市町村管理 35 港 (他府県では約6割が 府県が管理者になって いる。) * 整備は国の補助事業 (補助率 道 7.5/10、 都府県 1/2)
百万円			
		国直轄	道施行(補助)
開発公共予算 (H12年度)	事業費	61,946	
	国 費	50,318	
			市町村等施行(補助)
			5,565
			3,291

国	都道府県	政令市等	市町村
【空港】 整備、管理 ・第1種空港 (東京国際、大阪国際等) ・第2種A空港 (新千歳、函館、釧路、稚内) *直轄事業の国負担率 (2種A) (道8.5/10、都府県2/3)	整備、管理 ・第3種空港 (女満別、紋別、中標津、利尻、礼文、奥尻) *整備は国の補助事業 (補助率 道6/10、都府県1/2 なお離島は8/10 (北海道特例なし))		整備・管理(設置者は国) ・第2種B空港 (旭川、帯広) *整備は国の補助事業 (補助率 道(市)2/3、都府県5.5/10)

百万円

		国直轄	道施行(補助)	市町村施行(補助)
開発公共予算	事業費	13,606	1,555	2,049
(H12年度)	国費	12,578	1,244	1,366

【都市計画】 都市計画区域の指定、都道府県が定める都市計画への同意 指定市が定める都市計画への同意(大規模なもの等)	都市計画区域の指定 都市計画決定 (市街化区域と市街化調整区域、大規模な都市施設など) 市町村が定める都市計画への同意 都市計画区域内の開発行為の許可	都市計画決定 (用途地域、都市施設など) 都市計画区域内の開発行為の許可(政令市、中核市、道から権限移譲8市)	都市計画決定 (用途地域、都市施設など)
【まちづくり・景観形成】	まちづくり・景観形成施策の実施	まちづくり・景観形成施策の実施	まちづくり・景観形成施策の実施
【屋外広告物規制】	屋外広告物の設置禁止等の条例制定 屋外広告物の設置等の許可 (支庁で実施)	屋外広告物の設置禁止等の条例制定 屋外広告物の設置等の許可	違反広告物の除却 (道から市町村へ権限移譲)
【住宅対策】	公営住宅の整備、維持管理 23,548戸 *整備は国の補助事業 補助率 1/2	公営住宅の整備、維持管理 24,943戸 (札幌市) *整備は国の補助事業 (同左)	公営住宅の整備、維持管理 120,096戸 *整備は国の補助事業 (同左)

百万円

		国直轄	道施行(補助)	市町村施行(補助)
開発公共予算	事業費		12,618	63,778
(H12年度)	国費		6,949	32,727

【土地区画整理】 都市基盤整備公団及び地方住宅供給公社施行の区画整理事業の認可	市町村施行区画整理事業の認可	市施行区画整理事業の実施 (国 1/2)	市町村施行区画整理事業の実施 (国 1/2)
---	----------------	-------------------------	---------------------------

国	都道府県	政令市等	市町村
【宅地造成等の許可】 【都市公園】 国営公園の整備・維持管理 道内 1 箇所 * 直轄事業の国負担率 2/3	個人・組合施行区画整理事業の認可 組合等区画整理事業補助金の交付 (国 1/2) 規制区域の指定 宅地造成工事の許可 道立都市公園の整備、維持管理 6 箇所 * 整備は国の補助事業 補助率 1/2 ~ 1/3	個人・組合施行区画整理事業の認可 (政令市及び道から権限移譲11市) 宅地造成工事の許可 (政令市、中核市、道から権限移譲11市町) 都市公園の整備・維持管理 2474箇所 (札幌市) * 整備は国の補助事業 (同 左)	都市公園の整備・維持管理 97市町村 4058箇所 * 整備は国の補助事業 (同 左)

百万円

		国直轄	道施行(補助)	市町村施行(補助)
開発公共予算 (H12年度)	事業費	1,962	1,513	19,791
	国費	1,962	749	8,582

【下水道】	流域下水道の整備 3流域 延べ110 km 特定公共下水道の整備、維持管理 石狩湾地域 延べ 234 km * 整備は国の補助事業 補助率 1/2 ~ 2/3	市下水道の整備、維持管理 普及率(処理人口/行政人口) 99.1% (札幌市) * 整備は国の補助事業 補助率 1/2 ~ 5.5/10	市下水道の整備、維持管理 供用 129市町村 普及率 72.3% * 整備は国の補助事業 補助率 1/2 ~ 5.5/10
--------------	--	---	---

百万円

		国直轄	道施行(補助)	市町村施行(補助)
開発公共予算 (H12年度)	事業費		20,320	99,258
	国費		10,794	50,811

【建築規制】 建築基準の制定	建築制限の許可等 建築確認・検査 (支庁で実施)	建築制限の許可等 建築確認・検査 (建築主事を置く市 10市) 建築確認・検査(特殊建築物等を除く) (建築主事を置き一部の事務を行う市町 36市町)	
【宅地建物取引業の免許】 2以上の都道府県の区域に事務所を設置するものの免許交付	1の都道府県の区域内に事務所を設置するものの免許交付(支庁で実施)		
【住宅金融】 住宅金融公庫による融資	公庫融資を補完する道の単独融資		単独事業を有する市町村あり

〔教育・警察分野〕

国	都 道 府 県	政 令 市 等	市 町 村
<p>【教 育】</p> <p>大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学の設置 ・公立大学設置の認可 <p>高校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置基準の制定 ・学習指導要領の制定 <p>小・中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設費の一部補助 ・教職員給与費の一部負担 ・学習指導要領の制定 <p>幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置基準の制定 ・教育要領の制定 <p>学校法人、私立学校の認可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立大学を設置する学校法人の認可 ・私立大学の設置認可 ・私立大学に対する経常費助成 ・都道府県の私立学校への経常費助成への補助 <p>教員免許</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員養成機関の指定、過程の認定等 <p>【警 察】</p> <p>都道府県警察に対する指揮監督</p> <p>都道府県警察の警視正以上の警察官の任免</p> <p>交通規制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公立大学の設置 ・道立高校の設置 ・市町村立高校の設置認可 ・小・中学校設置の届出受理 ・教職員給与費の支出（国負担 1/2） ・教職員の任免（人事異動は教育局で実施） ・市町村立幼稚園の設置認可 ・政令市立幼稚園の設置届の受理 ・左以外の学校法人の認可 ・左以外の私立学校の設置認可 ・私立高校、小・中学校、幼稚園に対する経常費助成 ・免許状の授与 <p>都道府県警察の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許試験の実施、免許証の交付 ・信号機、道路標識の設置・管理 <p>〔区域・場所を定めて〕 交通規制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公立大学の設置 ・市立高校の設置 ・小・中学校の設置（校舎の新増築に国補助 1/2） ・教職員の任免・服務監督（政令市） ・市立幼稚園の設置（政令市） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立大学の設置 ・市町村立高校の設置 ・小・中学校の設置（校舎の新増築に国補助1/2） ・教職員の服務監督 ・市町村立幼稚園の設置

資料 1 - 2

平成 12 年度北海道開発公共関連予算一覧（当初予算）

（単位 百万円）

区 分	国 直 轄				補 助（道 営）				補 助（市町村等営）				合 計				直轄事業 の比率
	事業費	国 費	道 費	市町村等	事業費	国 費	道 費	市町村等	事業費	国 費	道 費	市町村等	事業費	国 費	道 費	市町村等	
治山治水	136,201	109,340	(185) 26,861	0	116,472	60,886	55,586	0	7,767	2,922	1,456	3,389	260,440	173,148	(185) 83,903	3,389	52.3%
道路整備	296,533	230,580	62,794	3,159	122,189	66,571	55,618	0	72,921	38,927	0	33,994	491,643	336,078	118,412	37,153	60.3%
港湾漁港空港	93,746	81,090	(4,749) 477	12,179	36,374	24,095	10,853	1,426	10,653	6,157	205	4,291	140,773	111,342	(4,749) 11,535	17,896	66.6%
住宅・市街地	0	0	0	0	12,618	6,949	5,430	239	63,778	32,727	0	31,051	76,396	39,676	5,430	31,290	0.0%
下水道環境	1,962	1,962	(307) 0	(401) 0	21,833	11,543	5,826	4,464	163,611	73,946	0	89,665	187,406	87,451	(307) 5,826	(401) 94,129	1.1%
農業農村整備	105,074	87,979	17,095	0	130,452	67,088	39,876	23,488	27,783	14,911	1,298	11,574	263,309	169,978	58,269	35,062	39.9%
森林保全等	0	0	0	0	24,620	12,408	11,672	541	28,244	10,090	3,344	14,809	52,864	22,498	15,016	15,350	0.0%
合 計	633,516	510,951	(5,241) 107,227	(401) 15,338	464,558	249,540	184,861	30,158	374,757	179,680	6,303	188,773	1,472,831	940,171	(5,241) 298,391	(401) 234,269	43.0%

* ()は国がいったん国費を立て替え、別途、国直轄事業負担金を支払う分を外数

〔山治水の内訳〕

(単位 百万円)

区 分	国 直 轄				補 助(道 営)				補 助(市町村等営)				合 計				直轄事業 の比率
	事業費	国 費	道 費	市町村等	事業費	国 費	道 費	市町村等	事業費	国 費	道 費	市町村等	事業費	国 費	道 費	市町村等	
治水	128,175	101,523	26,652	0	82,824	44,854	37,970	0	6,249	2,083	1,456	2,710	217,248	148,460	66,078	2,710	59.0%
(河川)	90,627	71,126	19,501	0	54,667	29,641	25,026	0	6,249	2,083	1,456	2,710	151,543	102,850	45,983	2,710	59.8%
(ダム)	31,928	26,311	5,617	0	9,656	5,833	3,823	0	0	0	0	0	41,584	32,144	9,440	0	76.8%
(砂防)	5,620	4,086	1,534	0	15,243	7,751	7,492	0	0	0	0	0	20,863	11,837	9,026	0	26.9%
(急傾斜)	0	0	0	0	3,258	1,629	1,629	0	0	0	0	0	3,258	1,629	1,629	0	0.0%
治山	7,339	7,130	209	0	22,055	10,724	11,331	0	0	0	0	0	29,394	17,854	11,540	0	25.0%
			(185)												(185)		
海岸	687	687		0	11,593	5,308	6,285	0	1,518	839	0	679	13,798	6,834	6,285	679	5.0%
			(185)												(185)		
(建設)	682	682	0	0	5,176	2,332	2,844	0	0	0	0	0	5,858	3,014	2,844	0	11.6%
(農地)	0	0	0	0	2,949	1,492	1,457	0	0	0	0	0	2,949	1,492	1,457	0	0.0%
(漁港)	0	0	0	0	3,268	1,374	1,894	0	0	0	0	0	3,268	1,374	1,894	0	0.0%
(港湾)	5	5	0	0	200	110	90	0	1,518	839	0	679	1,723	954	90	679	0.3%
			(185)												(185)		
計	136,201	109,340	26,861	0	116,472	60,886	55,586	0	7,767	2,922	1,456	3,389	260,440	173,148	83,903	3,389	52.3%

〔港湾漁港空港の内訳〕

(単位 百万円)

区 分	国 直 轄				補 助(道 営)				補 助(市町村等営)				合 計				直轄事業 の比率
	事業費	国 費	道 費	市町村等	事業費	国 費	道 費	市町村等	事業費	国 費	道 費	市町村等	事業費	国 費	道 費	市町村等	
港湾整備	61,946	50,318	0	11,628	0	0	0	0	5,565	3,291	0	2,274	67,511	53,609	0	13,902	91.8%
			(4,749)												(4,749)		
漁港	18,194	18,194	0	0	34,819	22,851	10,542	1,426	3,039	1,500	0	1,539	56,052	42,545	10,542	2,965	32.5%
空港	13,606	12,578	477	551	1,555	1,244	311	0	2,049	1,366	205	478	17,210	15,188	993	1,029	79.1%
			(4,749)												(4,749)		
計	93,746	81,090	477	12,179	36,374	24,095	10,853	1,426	10,653	6,157	205	4,291	140,773	111,342	11,535	17,896	66.6%

〔下水道環境の内訳〕

(単位 百万円)

区 分	国 直 轄				補 助(道 営)				補 助(市町村等営)				合 計				直轄事業 の比率
	事業費	国 費	道 費	市町村等	事業費	国 費	道 費	市町村等	事業費	国 費	道 費	市町村等	事業費	国 費	道 費	市町村等	
下水道	0	0	0	0	20,320	10,794	5,062	4,464	99,258	50,811	0	48,447	119,578	61,605	5,062	52,911	0.0%
環境衛生	0	0	0	0	0	0	0	0	44,562	14,553	0	30,009	44,562	14,553	0	30,009	0.0%
都市公園	1,962	1,962	(307)	(401)	1,513	749	764	0	19,791	8,582	0	11,209	23,266	11,293	(307)	(401)	8.4%
計	1,962	1,962	(307)	(401)	21,833	11,543	5,826	4,464	163,611	73,946	0	89,665	187,406	87,451	(307)	(401)	1.1%

〔森林保全等の内訳〕

(単位 百万円)

区 分	国 直 轄				補 助(道 営)				補 助(市町村等営)				合 計				直轄事業 の比率
	事業費	国 費	道 費	市町村等	事業費	国 費	道 費	市町村等	事業費	国 費	道 費	市町村等	事業費	国 費	道 費	市町村等	
森林保全	0	0	0	0	7,813	3,933	3,704	176	25,348	8,755	2,998	13,595	33,161	12,688	6,702	13,771	0.0%
森林環境	0	0	0	0	479	259	221	0	2,662	1,218	287	1,156	3,141	1,477	508	1,156	0.0%
沿岸整備	0	0	0	0	16,328	8,216	7,747	365	234	117	59	58	16,562	8,333	7,806	423	0.0%
計	0	0	0	0	24,620	12,408	11,672	541	28,244	10,090	3,344	14,809	52,864	22,498	15,016	15,350	0.0%

地方分権推進委員会第五次勧告に係る経緯等

1 国の地方分権に係る経緯

H 5 . 6 . 3 衆議院「地方分権の推進に関する決議」

H 5 . 6 . 4 参議院「地方分権の推進に関する決議」

H 6 . 12 . 25 「地方分権の推進に関する大綱方針」を閣議決定

H 7 . 5 . 15 地方分権推進法可決成立（5年間の時限立法）

H 7 . 7 . 3 同法施行、地方分権推進委員会の設置

H 8 . 12 . 20 ~ H 9 . 10 . 9

地方分権推進委員会第1次～第4次勧告

H 10 . 5 . 29 第1次～第4次勧告に基づき「地方分権推進計画」を閣議決定

[主な項目] ・機関委任事務制度の廃止
 ・地方公共団体の事務の新たな考え方
 ・地方公共団体に対する国等の関与等のあり方
 ・権限移譲の推進
 ・必置規制の見直し
 ・地方公共団体の行政体制の整備確立

H 11 . 7 . 8 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」成立
 （関係改正法律数 475本）

H 12 . 4 . 1 同法施行

〔第5次勧告関連〕

H 9 . 10 . 9 橋本首相から地方分権推進委員会に対し、権限移譲を引き続き検討してほしい旨要請

H 10 . 6 . 19 橋本首相から地方分権推進委員会に対し、省庁のスリム化に資するものは勧告としてできるだけ早めにまとめてほしい旨要請

H 10 . 8 . 11 地方分権推進委員会から関係省庁に対し第5次勧告に向けた「論点の整理」を提示

H 10 . 11 . 19 地方分権推進委員会第5次勧告

[主な項目] ・公共事業のあり方の見直し
 ・非公共事業等のあり方の見直し
 ・国が策定・関与する各種開発・整備計画の見直し

H 11 . 3 . 26 第5次勧告に基づき「第2次地方分権推進計画」を閣議決定

2 地方分権推進委員会の「論点の整理」「第五次勧告」における直轄事業等の範囲の考え方

区 分	論 点 整 理	第 五 次 勧 告
道 路	・国道の範囲を、原則として高速自動車道及び旧一級国道(国道1号線～58号線)に限定	・高規格幹線道路の整備・管理を国の責務とする他、一般国道については、下記のa又はbの区間に限って直轄管理する。 a 国土の骨格を成し、国土を縦断・横断・循環する都道府県庁所在地等の拠点を連絡する枢要な区間 b 重要な空港、港湾等と高企画幹線道路あるいは上記の路線を連絡する区間
河 川	・1級河川の範囲を複数の都道府県の区域にわたるもので、かつ、全国的な視点から特に都道府県間の利害の調整を要するものに限定	・1級水系を下記のa又はbに限定した上、1級河川のうち特に重要な区間に限定して直轄管理を行うことを基本とする。 a 洪水等により氾濫した場合の被害の程度、安定的な水利用の確保、河川環境の保全、都道府県間の利害調整等の観点から特に重要な水系 b 激甚な洪水、頻発する渇水等による被害を契機としてこれらを早急に解消することが必要とされており、技術的又は財政的観点から国が管理を行うことが適当な水系
農業農村 整備、 砂防、 海岸、 治山	・直轄事業の範囲を複数の都道府県の区域にわたり、かつ一定以上の規模の事業で全国的な視点から都道府県間の利害の調整を要するものに限定 又は、直轄事業はすべて廃止し、必要の応じ国等に委託	・社会経済情勢の変化等に応じ採択基準の引き上げ等必要な見直しを行う。
港 湾	・直轄事業を特定重要港湾のうち特に中枢的な港湾における一定以上の大水深岸壁の整備に限定 ないし直轄事業は全て廃止し港湾管理者がすべて実施	・下記のa又はbに限定することを基本とする。 a 国際・国内の基幹的海上交通ネットワーク形成のために必要な根幹的な港湾 b 全国的な視点に立って配置整備する必要性が高い避難港及び当該施設の効用が一の港湾管理者の範囲を超えて広域に及ぶ港湾公害防止施設・廃棄物埋立護岸施設等の整備並びに港湾管理者が自ら実施することが困難な事業



* 見直しの具体的な内容については、第二次推進計画を踏まえ関係審議会等において検討（11～12年度）

3 本道における直轄事業が「論点整理」の考え方により見直された場合の状況

(平成11年1月現在 地方分権推進検討会議 公共事業部会でとりまとめ)

区分	国に留保される事業	道に移譲される事業
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・高速自動車道路 ・自動車専用道路 ・一般国道のうち旧一級国道 5号(函館～札幌) 12号(札幌～旭川) 36号(札幌～室蘭) 37号(長万部～室蘭) 38号(滝川～釧路) 39号(旭川～網走) 40号(旭川～稚内) 44号(釧路～根室) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般国道(旧一級国道を除く。)
河川		<ul style="list-style-type: none"> ・直轄管理区間(13水系122河川) 手塩川、渚滑川、湧別川、常呂川、網走川、 留萌川、石狩川、尻別川、後志利別川、 鶴川、沙流川、釧路川、十勝川 ・指定区間(4水系18河川) 声問川、増幌川、標津川、音別川
土地改良		<ul style="list-style-type: none"> ・かんがい排水事業 雨竜川中央地区など 42地区 ・造成土地改良施設整備事業 常呂など 4地区 ・明渠排水事業 静内地区など 19地区 ・畑地帯総合土地改良パイロット事業 しらがねなど 7地区 ・国営農地再編整備事業 仁木など 11地区 ・農地開発事業、総合農地開発事業 七飯など 11地区 ・草地開発事業 南天北など 2地区 ・総合農地防災事業 網走川上流など 3地区 ・地すべり事業 羽幌二股など 3地区
砂防		樽前山、石狩川、豊平川、十勝川
海岸		胆振海岸
治山		石狩川(月形町、浦臼町) 尻別川(倶知安町、京極町、喜茂別町)
港湾		<ul style="list-style-type: none"> ・特定重要港湾 室蘭港、苫小牧港 ・重要港湾 石狩湾新港、函館港、小樽港、釧路港、 留萌港、稚内港、十勝港、紋別港、網走港、 根室港 ・地方港湾 宗谷港、枝幸港、霧多布港、えりも港、 浦河港、白老港、森港、松前港、江差港、 奥尻港、瀬棚港、岩内港、余市港など 24港(港湾管理者は市町村又は管理組合)

4 国直轄事業の優位性及び課題、道に移譲された場合の支障になる点等

(平成11年1月 地方分権推進検討会議 公共事業部会でとりまとめ)

〔国直轄事業の優位性〕

- ・北海道における公共事業は特例的に補助率・負担率の嵩上げがされており、他府県に比べ道・地元の負担が軽減されている。

(主な事業の国負担率・補助率)

区 分	直 轄		補 助	
	道	府 県	道	府 県
道路(改修)	8/10	2/3	5.5/10	1/2
河川(改修 1級河川)	8/10	2/3	2/3	1/2
ダム(建設)	8.5/10	7/10	7/10	5.5/10
港湾(特定重要港湾)	8.5/10	5/10	7.5/10	1/2
砂防	2/3	2/3	1/2	1/2
海岸	2/3	2/3	5.5/10	1/2
農業農村整備 (畑地帯総合)	7.5/10	2/3	5.2/10	1/2
漁港(修築 第1~3種)	8/10	-	7/10	1/2
民有林治山	2/3	2/3	1/2	1/2

(補助率は一例)

- ・大規模事業や主要事業の集中的な実施が図られる。
- ・執行体制・組織が充実しており維持水準が高い。
- ・高度な技術力を有する技術者が蓄積されている。 等

〔直轄事業の課題〕

- ・事業実施の総合調整(直轄事業と補助事業)が必要となる。
- ・地元の意向に臨機応変に対応するための調整が必要である。 等

〔移譲された場合支障となる点〕

- ・移譲にともない特例措置が廃止されると道・地元の負担が増加するので、現行の特例措置の維持又はこれに見合う地方財政措置の充実が必要となる。
- ・業務増加にともなう体制の充実と職員の増員が必要になる。
- ・高水準な維持管理業務を継続するために、維持管理費と人員確保が必要となる。 等

地 方 財 政 制 度 の 概 要

1 国予算と地方財政計画（平成12年度）

〔国の予算〕

一般会計

国債借入残高(12年度末)
3 4 3 兆円

(歳入) 84兆9871億円

国 税 48兆6590億 (57.3)				公 債 金 32兆6100億 (38.4)		その他
所得税	法人税	消費税	その他	建設公債	特例公債	3兆
18兆6800億	9兆9470億	9兆8560億	10兆1760億	9兆1500億	23兆4600億	7181億
(22.0)	(11.7)	(11.6)	(12.0)	(10.8)	(27.6)	(4.4)

所得税・酒税の32%、法人税の35.8%、
消費税の29.5%、たばこ税の25%

(歳出) 84兆9871億円

一 般 歳 出	地方交付税等	国 債 費
48兆 914億	14兆9304億	21兆9653億
(56.6)	(17.6)	(25.8)

交付税等特別会計

(歳入) 23兆 185億

一般会計から受け入れ	特別会計借入金
14兆9304億	8兆 881億

特別会計借入金残高
(12年度末)
3 4 兆円

(歳出) 23兆 185億

地方交付税等交付金
22兆3247億

利払い等 6937億

地方債借入残高
(12年度末)
1 5 0 兆円

〔地方財政計画〕

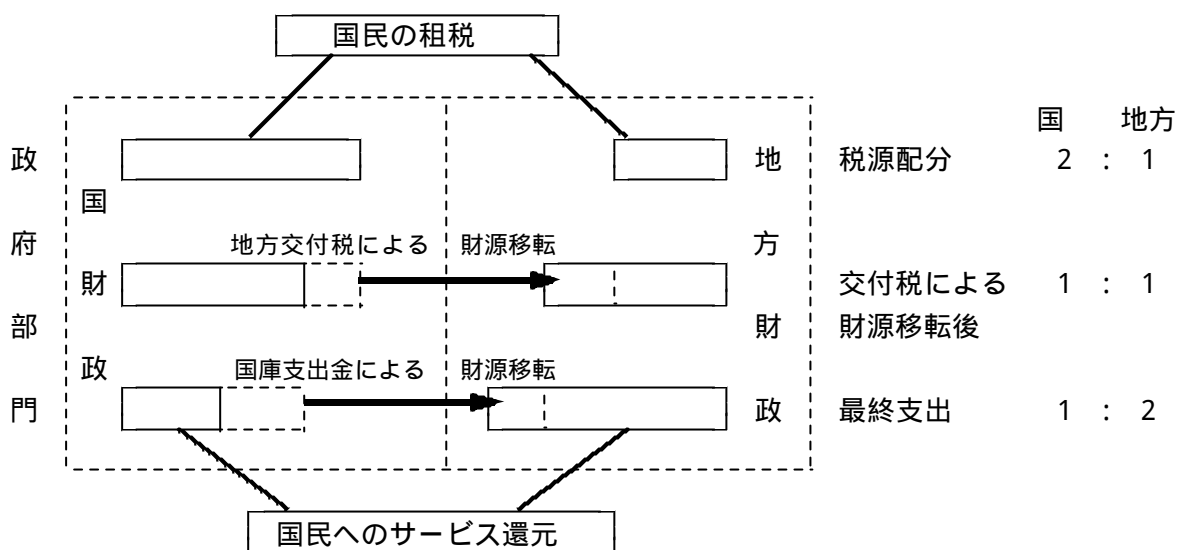
(歳入) 88兆9300億

地 方 税	地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
35兆 568億	22兆3247億	13兆384億	11兆271億	7兆4830億
(39.4)	(25.1)	(14.7)	(12.5)	(8.3)

(歳出) 88兆9300億

給与関係費	一般行政経費	投資的経費	公債費	その他
23兆6642億	19兆7087億	28兆4187億	12兆991億	5兆393億
(26.6)	(22.2)	(32.0)	(13.6)	(5.6)

2 国・地方間の財政資金の移転



3 国と地方を通じた歳出の割合（平成10年度）

国 (37.0%) : 地方 (63.0%)

機関費	12.1%	(22)	一般行政経費等	(78)
防衛費	3.2%	(20)	司法警察消防費	(80)
		(100)	防衛費	
国土保全及び開発費	20.1%	(29)	国土保全費	(71)
		(25)	国土開発費	(75)
産業経済費	7.9%	(41)	災害復旧費	(59)
		(44)	農林水産業費	(56)
		(29)	商工費	(71)
教育費	14.1%	(15)	学校教育費	(85)
		(18)	社会教育費等	(82)
社会保障関係費	22.8%	(33)	民生費	(67)
		(100)	民生費のうち年金関係	
		(7)	衛生費	(93)
		(37)	住宅費等	(63)
公債費	18.3%	(62)	公債費	(38)
その他	1.5%	(95)	その他	5

4 国の財政構造改革についての流れ

平成9年11月28日 財政構造改革の推進に関する特別措置法が成立

- ・財政赤字対GDP比3%以下及び特例公債脱却は2003年度を目標とする旨明記
- ・「集中改革期間」(1998-2000年度)における主要な経費の量的縮減目標を明記

	10年度	11年度・12年度
社会保障関係費	3000億円を加算した額を下回るようにする。	おおむね102/100を乗じた額を上回らないようにする。
公共投資関係費	93/100を乗じた額を上回らないようにする。	前年度の額を下回るようにする。
文教予算 国立学校特別会計へ繰入 私学助成(経常費)	前年度の額を上回らないようにする。	
防衛関係費	前年度の額を上回らないようにする。	
政府開発援助費	9/10を乗じた額を上回らないようにする。	前年度の額を下回るようにする。
主要食糧関係費	前年度の額を上回らないようにする。	
科学技術振興費	おおむね105/100を乗じた額を上回らないようにする。	増加額をできる限り抑制する。
エネルギー対策費	前年度の額を上回らないようにする。	
中小企業対策費	前年度の額を上回らないようにする。	
人件費	総額を極力抑制する。	
その他	前年度の総額を極力上回らないよう、抑制する。	
一般歳出	前年度の額を下回るようにする。	〔平成15年度まで〕抑制する。
地方財政計画一般歳出	政府は、前年度の額を下回るよう必要な措置を講ずる。	〔平成15年度まで〕政府は、抑制されたものとなるよう必要な措置を講ずる。

平成10年5月29日 財政構造改革の推進に関する特別措置法改正法が成立

- ・特例公債発行枠の弾力化を可能とする措置
- ・財政健全化の目標年次を2005年度まで延長
- ・11年度当初予算の社会保障関係費の量的縮減目標を「おおむね2%」から「極力抑制」とする

平成10年12月11日 財政構造改革の推進に関する特別措置法停止法が成立

- ・財政構造改革法全体の施行を当分の間停止
- ・停止解除の時期は、我が国経済が回復軌道に入った後に、経済・財政状況等を総合的に勘案して判断

(以上 大蔵省及び自治省のHPから要約)

道と市町村の財政構造（平成9年度決算）

〔北海道〕

（歳入） 3兆1178億

地方税	地方交付税	国庫支出金	地方債	貸付金収入	その他
5652億 (18.1%)	7216億 (23.1%)	6741億 (21.6%)	4885億 (15.7%)	4029億 (12.9%)	2655億 (8.6%)

（主なもの）・義務教育費負担金 1734億 (5.6%)

・生活保護、児童保護負担金 251億 (0.8%)

・普通建設事業費支出金 3593億 (11.5%)

（歳出） 3兆1057億

人件費	普通建設事業費	公債費	貸付金	補助費・扶助費等	その他
8257億 (26.6%)	1兆735億 (34.6%)	2905億 (9.4%)	4040億 (13.0%)	3568億 (11.5%)	1552億 (4.9%)

（内訳） ・補助事業費 6429億 (20.7%) ・単独事業費 2863億 (9.2%) ・国直轄事業負担金 1398億 (4.5%)

（比較：都道府県平均）

（歳入） 1兆1253億

地方税	地方交付税	国庫支出金	地方債	貸付金収入	その他
3590億 (31.9%)	1867億 (16.6%)	2019億 (17.9%)	1637億 (14.5%)	881億 (7.8%)	1259億 (11.3%)

（主なもの）・義務教育費負担金 641億 (5.7%)

・生活保護、児童保護負担金 77億 (0.7%)

・普通建設事業費支出金 907億 (8.1%)

（歳出） 1兆1075億

人件費	普通建設事業費	公債費	貸付金	補助費・扶助費等	その他
3387億 (30.6%)	3347億 (30.2%)	1019億 (9.2%)	881億 (8.0%)	1695億 (15.3%)	746億 (6.7%)

（内訳） ・補助事業費 1610億 (14.5%) ・単独事業費 1470億 (13.3%) ・国直轄事業負担金 236億 (2.1%)

〔道内市町村計〕

(歳入) 3兆4370億

地方税 7394億 (21.5%)	地方交付税 9201億 (26.8%)	国庫支出金 3508億 (10.2%)	地方債 4584億 (13.3%)	貸付金収入 2284億 (6.7%)	その他 7399億 (16.7%)
-------------------------	---------------------------	---------------------------	-------------------------	--------------------------	-------------------------

道支出金 1646億 (4.8%)

(主なもの)

(うち国費をともなうもの1060億)

・生活保護、児童保護、老人保護負担金 1372億 (4.0%)
 ・普通建設事業費支出金 1413億 (4.1%)

(歳出) 3兆4059億

人件費 6351億 (18.6%)	補助費・扶助費等 6149億 (18.0%)	普通建設事業費 9286億 (27.3%)	公債費 3643億 (10.7%)	貸付金 2305億 (6.8%)	物件費・維持費等 3823億 (11.2%)	その他 2502億 (7.4%)
-------------------------	------------------------------	-----------------------------	-------------------------	------------------------	------------------------------	------------------------

(内訳) ・補助事業費 3531億 (10.4%) ・単独事業費 4859億 (14.3%)

・国直轄事業負担金 224億 (0.7%) ・道事業費負担金 435億 (1.3%)

(比較：1都道府県当たり市町村平均)

(歳入) 1兆1557億

地方税 4103億 (35.5%)	地方交付税 1777億 (15.4%)	国庫支出金 1015億 (8.8%)	地方債 1379億 (11.9%)	貸付金収入 390億 (3.4%)	その他 2351億 (20.3%)
-------------------------	---------------------------	--------------------------	-------------------------	----------------------	-------------------------

県支出金 542億 (4.7%)

(主なもの)

(うち国費をともなうもの 294億)

・生活保護、児童保護、老人保護負担金 394億 (3.4%)
 ・普通建設事業費支出金 337億 (2.9%)

(歳出) 1兆1264億

人件費 2400億 (21.3%)	補助費・扶助費等 2009億 (17.9%)	普通建設事業費 2913億 (25.9%)	公債費 1190億 (10.6%)	貸付金 389億 (3.5%)	物件費・維持費等 1364億 (12.2%)	その他 999億 (8.6%)
-------------------------	------------------------------	-----------------------------	-------------------------	--------------------	------------------------------	-----------------------

(内訳) ・補助事業費 860億 (7.6%) ・単独事業費 1892億 (16.8%)

・国直轄事業負担金 27億 (0.2%) ・県営事業費負担金 97億 (0.9%)

国 税 と 地 方 税 の 比 較

1 国税、地方税の主な収入内訳

〔国税の主な収入内訳（平成9年度決算）〕

（単位 百万円）

区 分	札幌国税局分		全 国 計		全 国 シェア
		構成比		構成比	
所 得 税	591,730	39.5%	20,528,894	37.0%	2.9%
法 人 税	266,741	17.8%	14,097,451	25.4%	1.9%
消費税及び地方 消費税	329,154	21.9%	11,381,228	20.5%	2.9%
相 続 税	30,871	2.1%	2,471,851	4.5%	1.2%
酒 税	84,221	5.6%	1,896,145	3.4%	4.4%
たばこ税	38,023	2.5%	788,291	1.4%	4.8%
揮発油税及び 地方道路税	119,123	8.0%	2,855,110	5.1%	4.2%
そ の 他	37,857	2.6%	1,456,823	2.7%	2.6%
合 計	1,497,720	100.0%	55,475,793	100.0%	2.7%

〔地方税（都道府県税）の主な収入内訳（平成9年度決算）〕

（単位 百万円）

区 分	北海道収入額		全 国 計		全 国 シェア	
		構成比		構成比		
普 通 税	道府県民税	142,233	25.2%	4,209,060	28.2%	3.4%
	個人均等割	2,081	0.4%	46,904	0.3%	4.4%
	所得割	98,653	17.5%	2,760,580	18.5%	3.6%
	法人均等割	4,905	0.9%	126,519	0.8%	3.9%
	法人税割	23,585	4.2%	827,328	5.5%	2.9%
	利子割	13,009	2.3%	447,729	3.0%	2.9%
税	事業税	139,730	24.7%	5,100,342	34.1%	2.7%
	個人	6,252	1.1%	270,865	1.8%	2.3%
	法人	133,478	23.6%	4,829,477	32.3%	2.8%
	地方消費税	31,834	5.6%	806,973	5.4%	3.9%
	自動車税	80,172	14.2%	1,704,572	11.4%	4.7%
	不動産取得税	29,740	5.3%	731,058	4.9%	4.1%
	その他	23,096	4.1%	481,209	3.2%	4.8%
法定外普通税 （核燃料税）	343	0.1%	20,467	0.1%	1.7%	
目的税（軽油引取税、 自動車取得税等）	118,101	20.9%	1,894,159	12.7%	6.2%	
合 計	565,249	100.0%	14,947,840	100.0%	3.8%	

（計数は国税～国税庁統計年報書 地方税～地方財政統計年報による）

2 主要な地方税の仕組み

(1) 個人住民税

区 分	個 人 住 民 税	(参 考) 所 得 税
課 税 主 体	賦課期日(1月1日)現在の住所地の市区町村及び都道府県	国
納税義務者	市町村・都道府県内に住所及び居所を有する個人等	日本国内に住所又は居所を有する個人等
課 税 標 準	(所得割) 前年中の所得金額	所得金額(現年)
課税最低限	303.1万円(平成9年度)	353.9万円
税 率	(所得割) 課税所得金額 標準税率 (都道府県) (市町村) (計) 200万円以下 2% 3% 5% 700万円以下 2% 8% 10% 700万円超え 3% 12% 15% (均等割) 都道府県 1000円 人口50万以上の市 3000円 人口5万以上50万未満の市 2500円 上記以外の市及び町村 2000円	課税所得金額 税率 330万円以下 10% 900万円以下 20% 1800万円以下 30% 3000万円以下 40% 3000万円超え 50%

(2) 法人事業税

納税義務者	課税標準	対象事業	法人区分	税 率
都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人	所得及び精算所得	法人の行う事業で下記以外のもの	普通法人	所得のうち 年350万円以下の金額 6% 年350万円を超え年700万円以下の金額 9% 年700万円を超える金額及び精算所得 12%
			特別法人	所得のうち 年350万円以下の金額 6% 年350万円を超える金額及び精算所得 8%
	収入金額	電気供給業、ガス供給業、生命保険事業、損害保険事業		収入金額 1.5%

* 所得及び精算所得は原則として法人税の例によって算定する。

* 特別法人～協同組合等、証券取引所、商品取引所及び医療法人

* 分割基準～2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人は、事務所等の従業者の数により分割して各都道府県に納付

(資本金1億円以上の法人にあっては、本社管理部門の従業員数を1/2、工場の従業員数を5割増しとして算定)

(3) 地方消費税

区分	納税義務者	課税者	課税標準	税率
譲渡割 (国内取引)	課税資産の譲渡等を行う事業者	当該事務所等の所在地の都道府県 (事務所等が2以上ある場合は主たる事務所等の所在地の都道府県)	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	25/100
貨物割 (輸入取引)	課税貨物を保税地域から引き取る者	当該保税地域所在の都道府県	課税貨物に係る消費税額	

* 消費税の賦課徴収は当分の間、国(税務署)において消費税の例により合わせて行う。

* 都道府県間の精算～各都道府県の商業統計の小売年間販売額及びその他の消費に関連する統計数値を基準として都道府県間において精算を行う。

* 市町村に対する交付～都道府県は上記の精算を行った後の金額の2分の1に相当する額を市町村に対し、人口及び従業者数に按分して交付する。

【試算】

主たる事業所の所在地で納付される法人税及び消費税について、都道府県への分割基準ないし精算基準がある法人事業税及び地方消費税の地域別シェアに置き換えてみた場合の影響額

(単位 百万円)

区分	H9札幌国税局収納額		置き換え試算額		差引 B - A
	全国シェア	A	全国シェア	B	
法人税	1.9%	266,741	法人事業税 2.8%	394,729	127,988
消費税及び 地方消費税	2.9%	329,154	地方消費税 3.9%	443,868	114,714
計		595,895		838,597	242,702

国税収納増加額 2427億

札幌国税局全体では
1,497,721百万円 1,740,423百万円
(116.2% となる)

(参 考) 地域別国税収入額と地方交付税・国庫支出金収入額の比較

(単位 百万円)

区 分	国税収入額 A		地方交付税収入額 B		国庫支出金収入額 C		差 引 A - (B + C)
		構成比		構成比		構成比	
北 海 道	1,497,721	2.7	1,641,633	9.6	1,024,884	7.2	1,168,796
東 北 6 県	2,424,311	4.4	2,514,591	14.7	1,472,178	10.3	1,562,458
関 東 7 県	25,795,643	46.5	1,765,393	10.3	2,793,947	19.6	21,236,303
┆(東京都)	(17,581,700)	(31.7)	(47,707)	(0.3)	(844,822)	(5.9)	(16,689,171)
北 陸 4 県	1,718,780	3.1	1,221,574	7.1	867,022	6.1	369,816
中 部 6 県	7,052,370	12.7	1,714,974	10.0	1,628,372	11.4	3,709,024
┆(愛知県)	(3,753,139)	(6.8)	(126,705)	(0.7)	(490,136)	(3.4)	(3,136,298)
近畿6府県	9,876,760	17.8	1,902,134	11.1	2,283,457	16.0	5,691,169
┆(大阪府)	(5,967,110)	(10.8)	(192,186)	(1.1)	(778,218)	(5.5)	(4,996,706)
中 国 5 県	2,518,043	4.5	1,683,499	9.8	1,107,673	7.8	273,129
四 国 4 県	1,172,571	2.1	1,162,786	6.8	638,314	4.5	628,529
九 州 8 県	3,419,594	6.2	3,520,974	20.6	2,440,539	17.1	2,541,919
合 計	55,475,793	100.0	17,127,558	100.0	14,256,386	100.0	24,091,849

試算における地域別影響額

(単位 百万円)

区 分	法人税置換	消費税置換	置換試算後国税額 F		差 引 F - (B + C)
	試算影響額 D	試算影響額 E	(A+D+E)	構成比	
北 海 道	127,988	114,714	1,740,423	3.1	926,094
東 北 6 県	343,975	189,865	2,958,151	5.3	1,028,618
関 東 7 県	1,717,990	805,350	23,272,303	42.0	18,712,963
┆(東京都)	(2,982,468)	(1,828,822)	(12,770,410)	(23.0)	(11,877,881)
北 陸 4 県	218,060	66,656	2,003,496	3.6	85,100
中 部 6 県	676,839	204,229	7,933,438	14.3	4,590,092
┆(愛知県)	(216,989)	(9,169)	(3,960,959)	(7.1)	(3,344,118)
近畿6府県	214,061	361,326	9,301,373	16.8	5,115,782
┆(大阪府)	(480,072)	(541,118)	(4,945,920)	(8.9)	(3,975,516)
中 国 5 県	207,066	149,529	2,874,638	5.2	83,466
四 国 4 県	78,422	85,022	1,336,015	2.4	465,085
九 州 8 県	279,701	356,661	4,055,956	7.3	1,905,557
合 計	0	0	55,475,793	100.0	24,091,849

地域別の法人税収入額を、法人事業税収入額の全国構成比で算出した数字に置き換えてみた場合の影響額

地域別の消費税収入額を、地方消費税(精算後)収入額の全国構成比で算出した数字に置き換えた場合の影響額